



発行人 福島県教職員組合
 発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
 【定価一部 20円】
 編集・責任者 國分俊樹
 e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
 http://www.f-t-u.or.jp
 (この購読料は組合費に含まれています。)

自動車共済

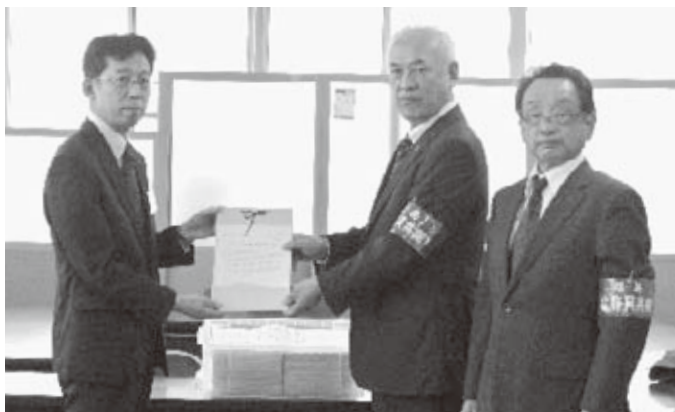
お見積
 キャンペーン
 実施中!!



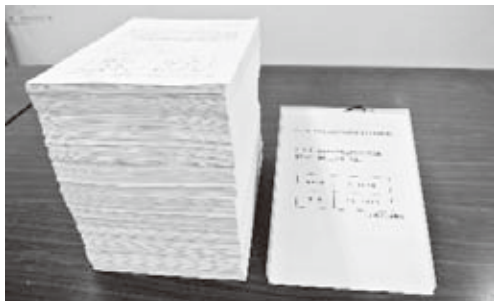
一年単位の変形労働時間制

導入は許さない!

～県公務員共闘、約14,000筆の署名を県教委へ提出～



左から：本田伸雄政策監・志賀一幸議長（自治労委員長）・國分委員長



県教組をはじめ県公務員共闘の仲間から集まった署名

「学校への一年単位の変形労働時間制の導入は行わないでください!」県教組が加盟する福島県公務員労働組合共闘会議（県公務員共闘）は、「学校への一年単位の変形労働時間制に関する要請書」（昨年秋闘期に署名総数13,951筆集約）を1月8日、県教委に提出しました。

一年単位の変形労働時間制度の導入は、学校の長時間労働解消には全く効果はありません。現状での導入はむしろ混乱を招くだけです。この制度は労働者にとって生活を営む上で望ましいものではないことから、労働基準法で様々な制限が加えられている制度でもあります。民間では労働組合との協定がなければ導入できない制度です。

同じ地方公務員である教職員に不利益を生じさせる制度を、国や文科省の勝手な都合で拙速に導入されてはならないという、県内公務員の大きな怒りの声を教育長に届けました。

提出にあたり志賀議長・國分委員長から県教委へ申入れを行った事項は次の3点です。（要約）

- 1 一年単位の変形労働時間制は、1日8時間・1週40時間の労基法上の大原則を変更する重大な事項である。労基法上、民間では労使協定が必要とされる事項でもあるので、導入を検討する場合には十分な組合側との協議が必要である。この要請書は、条例主義による拙速な導入を危惧する県内公務員の声である。
- 2 学校現場の休憩時間は子どもを管理する必要性もあり、教職員が労働から完全に解放される状態になっていない。これは制度導入の要件を満たしておらず、解決するまで導入は不可能である。
- 3 定年延長や再任用制度の活用により、60歳を超えた高齢教職員の増加が確実である。一年単位の変形労働時間制が導入されると、休憩を含めた拘束時間が10時間近くになる授業日が生じる。激務の学校現場で、心身への健康影響が懸念される。

地方公務員の勤務条件は、労働基準法を適用し、地方公共団体が条例で定める「条例主義」によって決定されます。県教委は、現時点では業務量の管理を進めることが第一であり（一年単位の変形労働時間制に関し）直ちに条例化することはない、と明言しました。しかし今後も「検討」は継続されるため、引き続き注意していく必要があります。

教職員の権利・生活を守るため、みんなで県教組に加入しましょう!

特集☆2021年度への県教組委員長からの提言②

「小学校」特設クラブの指導は不可能です！

～小学校での活動は法令違反となりかねません～



委員長 國分俊樹

県教委は、時間外在校等時間の制限を含む改正給特法第7条関係（業務量の管理）について教育委員会規則への反映を行いました。（P7参照）今後、市町村教育委員会規則にも働き方改革推進の根拠が明記され、21年度がスタートする見込みです。（教員の時間外在校等時間：360時間／年以下、45時間／月以下が法的根拠を持つ）

福島県の学校教育で特異な活動が、小学校の特設クラブです。音楽・スポーツを中心に年間を通して活動する、いわば小学校版「部活動」が、指導にあたる教員の生活時間を圧迫しています。（P3の小学校の例をごらんください）

◆小学校教員による特設クラブ指導の休止を提案します！

- ① 学習指導要領上の明確な位置づけがない活動であること。
- ② 小学校教員の大多数は学級担任であり、ほぼ全教科の授業担当を行っている。多様な授業準備が必要であること。
- ③ ほぼ全員の教員が週あたり25時間前後の持ち授業時数であり、勤務時間内に授業準備や諸事務の対応をすることが著しく困難な状況にあること。（勤務時間内の特設クラブ指導は物理的に不可能である）
- ④ 子どもの学びだけではなく、学校生活全般にわたり「きめ細やかさ」が求められている現状では、特設クラブへのエネルギー配分は困難であること。
- ⑤ 保護者・地域からの要請が強い場合は、「部活動指導員」的な外部からの指導者の招聘、もしくは指導・運営を「地域クラブ」としての独立化をすすめること。



◆小学校教員による勤務時間内の指導は、物理的に不可能です！

小学校の学級担任は、始業時から児童が下校するまでのほとんどの時間において、子どもの活動支援および管理を求められています。子どもが下校してから退勤時刻まで、1時間程度しかありません。その時間のなかで、翌日の5単位時間分の授業準備や諸帳簿の整理等を行わなければなりません。これだけでも超人的な労働密度です。特設クラブの担当者は、指導に要した時間分だけ、退勤時刻が「とこてん式」に遅くなります。時間外在校等時間の上限が法的根拠のあるものとして位置づけられた以上、校長が特設クラブの活動を認めること自体が法令違反となりかねません。

◆校長・教育行政は横車を押さないでください。

1日1時間程度の準備時間しかないなかで、諸業務を消化すること自体、はじめから無理な話です。時代に対応できない減茶苦茶なシステムを改善しようともせず、文科省はこの20年のなかで「確かな学力」を育む、「わかる授業」の工夫、「きめ細やかな指導」等々、実現不可能な大言壮語を繰り返してきました。

地方教育行政は有効な支援を行うことができず、その挙げ句「教員の資質向上」等、原因を教員に転嫁するような施策まで掲げる始末です。校長や教育行政は教員の業務量の適切な管理を行う責任を負っているので、勤務時間を明らかに超えるような業務を認めることはできません。小学校の場合、いわゆる放課後の「約1時間で準備・処理できる業務しか行えない」ことを前提に、校長をはじめ教職員全員で、校務全体を考えていく必要があります。





やってみました!「学校あるある」② その3

県教組教育課程編成推進委員会
イメージキャラクター
「元気にカエルくん」



教文研究員 石川晃民

チャレンジ!!働き方改革～B小学校を訪ねて～

連載3回目は、福島県内のある小学校の実践を紹介します。

小学校は、授業時数・プログラミング・外国語科と増えたことがいっぱい。その中で何を大事にするのかをみんなで考え、働き方へ発展させた取り組みです。『自分の学校はどうするのか』という視点で、職場の仲間と力を合わせて「働き方改革」を生みだしていきましょう。



働き方改革をするにあたって、B小学校が最も重要視したのは、

「授業」と「しなければならないことに焦点化する」ことです。

職員一人ひとりの独自の取り組みではなく、全職員で考えることが大切なので、「**働き方改革の推進を現職教育の柱の一つ**」にしました。超過勤務を縮減しても（してこそ）学校が充実することを立証することを目指し、具体策をみんなで考え取り組むようにしました。今年度は大きく以下の3点について取り組みました。

① 時間の確保

(授業準備・授業研究・事務処理などを実際にできる時間)

- 毎日15時までに全校生が下校
 - ・6校時の時でも掃除カットなどの工夫をする
- 時間内に仕事を終わらせる
 - ・15:30～16:40を児童がいない時間にして時間を確保する。
 - *遅くても17時にはみんなで退勤
教頭の退勤も早くなる!



② 事務の合理化

- 諸帳簿の見直し
 - ・学級経営誌は個票のみ（個票のデジタル化・脱担任任せ）
 - ・週案は月案にして時数管理のみ
 - ・日番日誌廃止
- ペーパーレス化
 - ・会議はタブレットとタッチペン持参（印刷帳合作業なし）
- 家庭訪問の廃止
 - ・ウェブマップ上に児童自宅や危険箇所プロット



③ 特設活動はやらない

- 特設部はつくらない
 - ・合唱・合奏・陸上・水泳・すもう・自転車などの部はない
- 対外行事
 - ・原則不参加
 - ・どうしても参加の時、練習等は授業時数の中で
 - ・校長等7学年が協力して担任任せにしない

来年度に向けての見通し

- 継続していきたいもの
 - ⇒PTA組織の見直し
 - ⇒PTA広報誌の発行なし
- 検討していきたいこと
 - ⇒朝の時間 出勤時刻
 - 出勤時刻と登校時刻が同じはおかしい



これらの改革は、将来を見据えたものだ話す校長。先生になりたい! そう思う人を増やしたい。そのためには「学校はブラック」を払拭して希望ある、魅力ある職場にしなければならない。今変えなければ学校の未来は危うい!!

写真で ふり返る 10年

▼地震で崩壊した家屋消えた信号 (浪江町)



▼校舎内まで津波が… (いわき市)



▲2015. 8 あの日配達されなかった新聞 (浪江町)



▲街を飲み込んだ津波 (相馬市)



▲市内体育館の避難所 (相馬市)

2011年3月11日
午後2時46分
東日本大震災発生

M9.0地震と津波により
甚大な被害を受ける。

その後 福島第一原発
事故による原子力災
害が発生する。

地震と津波の被害に加えて原発事故被害との闘いが始まった。
目に見えない放射線は、私たちの生活を一変させた。
避難生活を余儀なくされた人も、避難しないことを選んだ人もみんな必死に生きている。
手探りの中で生きている。
希望を求めている。

▼2011. 6 体育館を間仕切りして学ぶ学校 (原町区)



2011. 9 夏でも長袖・マスク。
首にはガラスバッジ▼



▲2016年度まで3校合同プレハブの校舎



▲2012. 5 ブルーシートを敷いた玉入れ



▲2013. 9 放置された浪江町立請戸小 後に震災遺構に決定



▲全国の日教組の仲間から送られてきた木の实

子どもも教職員も仲間の支え、仲間の存在のありがたさをかみしめている。
そっと寄り添うそれだけでいい。
忘れないでいるそれだけでいい。



▲2015. 3 居住制限区域の富岡二小



▲2011. 7 福島市内校庭表土除去



▲ホールボディカウンター検査のバス

あの日以来、時間が止まってしまったかのような街並み。
聞こえるのは、風のそよぐ音。
人の営みの音はどんなに耳をすませても聞こえてこない。
しかし、「復興」は進み始めた。心から喜べる「復興」
の日まで、私たちは歩みを止めるわけにはいかない。

▼2012.7 草に覆われる常磐線線路

▼2015.4 双葉町に掲げられたあの看板

▲2015.3 常磐道開通時の
双葉町通過時の数値

▲2014.4 双葉支部教育会館



▲2014.4 富岡町夜ノ森の桜並木



▲2019.4 震災後新設された常磐線の駅



▲2021.2 この春完成予定の川内義務教育学校

2020.8 再建された富岡町夜ノ森駅
駅を出てすぐに帰還困難区域につき通行
止めのバリケード

2020.8 最新設備の夜ノ森駅改札▶



道路、スーパー、学校、
診療所、駅、ガソリンスタンド…。

今ここに居るために必要な「復興」は進んでいる。
まだ、駅を出てほんの少し歩くとバリケードだが…。

震災だけなら、原発災害さえなければ…。

考えても仕方ない。

歩むしかない…。

▼2014.8～双葉町立幼小中の仮校舎（いわき市）

▼2018.4～なみえ創生小中（旧浪江東中校舎）



▲2017.4～楡葉町立小中（楡葉町新校舎）



▲2018.4～葛尾村立小中（元葛尾小校舎）

それぞれの地で再開した双葉郡の
学校。しかし、震災以前の子ども
の数と比較すると、そこで学んで
いるのは、ほんのわずかである。

歴史と現状と未来を問いながら、
双葉で今を生きる。生活する。今
までの双葉を知っている人たち
と、これからの双葉で生きる子ど
もたちと、遠くから双葉を想う人
たちと、想いをつないでいたい。

今を生きている。
歩むしかない。
それぞれの歩幅で。

東日本大震災 10年目の今

～双葉郡の小中学校の 子どもの数の推移～

2011年3月11日の原発震災では、相双地区を中心にたくさんの小中学校が避難を強いられました。10年が経過した現在でも、その影響は残り続けています。

今回は、もっとも被害の大きかった双葉郡の小中学校の10年間を紹介します。

	学校名	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2010年度 との比較	震災から現在までの経緯	
浪江町	浪 江 小	550	30	29	15	19	11	9	3	1	1	臨時休校	休校	休校中のため比較 できず	11年8月に二本松市内の下川崎小（浪江小）と旧針道小（浪江中）で再開。14年4月に津島小も再開。18年4月に元の浪江東中の校舎でなみえ創成小が開校した。18年度末で浪江中が休校、19年度末で浪江小が休校となった。 20年度末で津島小も休校となり、震災前にあった小中学校がすべて休校となる。 
	幾世橋小	122													
	請 戸 小	93													
	大 堀 小	157													
	苅 野 小	174													
	津 島 小	55	臨時休校			3	3	2	2	2	1	1	1.8%		
	なみえ創成小	－	－	－	－	－	－	－	－	8	14	20	2018新規		
	浪 江 中	398	33	49	42	25	22	17	9	4	臨時休校	休校	休校中のため比較 できず		
	浪江東中	179													
	津 島 中	34													
	なみえ創成中	－	－	－	－	－	－	－	－	2	2	4	2018新規		
葛尾村	葛 尾 小	68	臨時休校		13	12	10	9	9	7	7	8	11.8%	13年度に三春町の旧栗田中で小中とも再開。18年度から元の葛尾小の校舎に帰還した。	
	葛 尾 中	44			4	8	11	11	13	11	7	5	11.4%		
双葉町	双葉南小	190	臨時休校			2	3	8	12	15	16	15	7.9%	14年4月にいわき市内の銀行の空き店舗を利用して再開。同年8月、市内錦町に完成した校舎に移転した。現時点では双葉町への帰還についての動きはない。	
	双葉北小	152				2	3	11	16	16	19	10	6.6%		
	双 葉 中	208				6	10	9	11	12	12	12	5.8%		
大熊町	熊 町 小	330	145	110	62	40	26	19	14	10	7	4	1.2%	11年度当初から会津若松市内の旧河東三小（大野・熊町小）、旧若松女子高（大熊中）で授業を開始。13年度より大熊中は会津大学敷地内の仮設校舎へ移転。21年度から大熊中は旧河東三小へ移転予定。22年度からは義務教育学校へ。23年度には大熊町の大川原地区の新校舎へ移転する。	
	大 野 小	415	216	149	106	88	44	19	11	9	5	3	0.7%		
	大 熊 中	371	221	157	118	68	44	28	20	13	3	3	0.8%		
富岡町	富岡一小	411	13	17	14	9	6	7	6	18	16	21	5.1%	11年8月に三春町の曙ブレーキ施設を改装して再開。18年4月に富岡校も再開。21年度末に三春校は閉鎖される。22年4月より一小と二小、一中と二中がそれぞれ統合し、富岡小学校と富岡中学校となる。	
	富岡二小	516	16	15	17	14	10	8	5	7	10	11	2.1%		
	富岡一中	259	13	21	20	15	14	10	8	7	13	11	4.2%		
	富岡二中	291	18	17	11	11	9	8	11	7	7	3	1.0%		
川内村	川 内 小	109	52	16	24	26	35	35	45	38	39	44	40.4%	11年度は郡山市立河内小に間借りをして再開。12年度からは川内村内の元の校舎に帰還した。21年度からは、川内小学校の校舎で、義務教育学校となる。	
	川 内 中	54	25	14	16	17	13	14	17	26	26	27	50.0%		
楢葉町	楢葉南小	156	臨時休校	32	32	32	36	33	23	27	37	42	26.9%	12年度にいわき市の常磐地区の施設で再開。同年3学期より、いわき明星大敷地内の仮設校舎へ移転。17年度から小中とも楢葉町内の楢葉中新校舎へ帰還した。22年度から南小・北小が統合し、元の楢葉南小の校舎へ移転する。	
	楢葉北小	272		31	49	47	43	39	39	41	45	50	18.4%		
	楢 葉 中	255		39	59	72	64	56	43	33	26	35	13.7%		
広野町	広 野 小	304	67	67	68	91	110	142	143	151	160	147	48.4%	広野小は11年度2学期からいわき市立中央台南小に、広野中も11年10月から湯本二中にそれぞれ間借りして再開。12年度2学期から広野町内の元の校舎に帰還した。その後広野中は、ふたば未来学園の開校のために14年度2学期から18年度末まで、広野小の校舎で授業を行った。	
	広 野 中	230	23	22	40	50	66	69	83	66	76	66	28.7%		
県立	ふたば未来学園中	－	－	－	－	－	－	－	－	－	81	132	2019新規	15年4月にふたば未来学園高校が開校。19年4月に中学校も開校し、中高一貫校となった。	
	合 計	6,397	872	785	710	657	593	563	543	531	※549	※542	※8.5%	※ふたば未来学園中を除く	



2015. 8 居住制限区域内 浪江中学校舎

「多忙化解消アクションプランⅡ」 県教組見解

～教育公務員は法令遵守のはずです～

県教委は2月5日、教職員の業務の負担軽減をめざす新たな多忙化解消アクションプランを策定しました。2021年度から3年間かけて、病気や死亡の危険性が高まる「過労死ライン」とされる時間外勤務が月80時間を超える教員をゼロにし、月45時間超の教員の割合を3分の1以下にしています。しかし、大幅な業務削減や具体的な方針が示されず、教員自身の自助努力に委ねられ、今にも増して、管理職からの時短ハラスメントが横行することが懸念されます。県教組は、2月10日、県庁において記者会見を開き見解を発表しました。(右写真)



「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」に対する福島県教組見解

2021年2月10日 福島県教職員組合

2月5日、福島県教育委員会は「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」を決定した。これは、2020年1月の文科省告示「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」をうけ制定した福島県教育委員会規則「福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則」に基づく公立学校の多忙化解消プランである。

2024年6月の勤務実態調査までに県内教職員の時間外勤務時間を月45時間以下、年間360時間以下とすることを目標としている。教職員の時間外勤務時間の上限を盛り込んだ前記告示は20年4月から適用され、法的根拠を有している。本来であれば即刻、完全実施を求めるところであるが、子ども・保護者の理解も必要なことから、できるところから行って3年後を完全実施のタイムリミットと捉えたい。

「プランⅡ」の内容は、今年度まで取り組まれていた現行「プラン」の理念を受け継いだものとされている。しかし、「プランⅡ」は、時間外勤務時間の縮減にコンプライアンス（法令遵守）の姿勢で真剣に取り組む必要があるにもかかわらず、緊張感に欠ける内容である。

前記告示と平行して発出された文科省の文書（指針Q&A）には、労務管理に関する校長や教育委員会の責任がはじめて明文化された。「学校の管理運営一切の責任を有する校長や教育委員会は、教職員の健康を管理し働き過ぎを防ぐ責任がある」「服務監督者たる教育委員会は、学校の管理運営一切において責任を有するものであり、業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備に加え、教職員の勤務時間管理及び健康管理についても責任を有しています」「上限時間を踏まえた教師等の適切な働き方についての校長・教育委員会の責任は、こうした学校の管理運営に係る責任」等。教職員の勤務時間を適正化する一義的な責任が校長や教育委員会にあるにもかかわらず、責任主体としての強い意志が全体的に感じられない。

例えば、中学・高校の時間外勤務時間増加の要因として考えられる「部活動の在り方」について、重点取組テーマの最初に位置づけられてはいる。しかし、中学校の上限時間は平日2時間であり、勤務時間内での指導終了は不可能である（休日3時間）。また、教員志願者の減少が社会問題化している小学校の対応に関してはほとんど触れられていない。小学校は中学・高校とは異なり、学級担任がほぼ全教科を担当している。1日に授業準備や諸事務処理を行う時間が約1時間程度しかなく、必然的に時間外勤務が必要になる。現状では教職員の時間外勤務によって多くの教育サービスが形成されているのが実情である。つまり、福島県の学校教育は教職員の時間外勤務が所与のものとして組み込まれているも同様の状態であり、それを改善する抜本的な視点が不足しているのである。

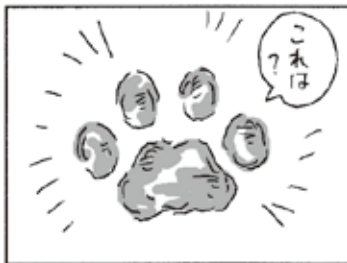
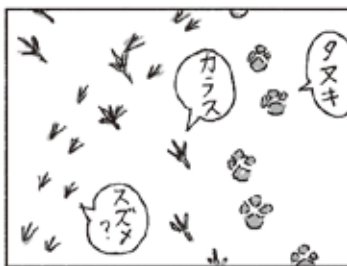
福島県教組はこの間、「教職員の働き方改革を進める上で、時間外勤務の上限時間の早期条例化・規則化は必須」と主張してきた。各都道府県で次々と条例化、規則化される中、福島県教委は、約1年間、条例化も教育委員会規則への反映も行っていない。ようやく、重い腰を上げた状態である。時間外労働が日常的に行われている学校現場において、この教育委員会規則への反映は大きな一歩である。

そもそも学校現場が「ブラック職場」となってしまったのは、「給特法」の下、無定量的時間外労働が「残業時間」とは認識されず、超過勤務手当も出ないまま、教職員がワーカーホリック状態に陥ってしまったからである。今回ようやく時間外勤務の上限が設定された。とはいえ、月45時間、年間360時間以下の時間外勤務は「給特法」による無給の「ボランティア勤務時間」である。

「教育職員の業務量の適切な管理」は、教育委員会と管理職が責任を持って行うものである。「アクションプランⅡ」からは、その認識が十分に汲み取れない。

わたしたちは、今後、文科省告示を反映した県教育委員会規則が各市町村教育委員会でもどのように取り扱われるのかを調査し、「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」の問題点を明らかにするとともに、各学校で教職員一人ひとりが働きやすい職場環境を実感できるよう運動を強化していく。

こは学校です! Monster



2021原発のない福島を! 県民大集会

3月21日(日) 13:00~
YouTube配信!!

2012年3月から毎年開催してきた「原発のない福島を! 県民大集会」。昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず、中止としました。今年は震災から10年ですが、YouTubeによるオンラインによる配信となりました。ぜひご視聴ください!

右QRコードを読み取ってください。
または、「原発のない福島を! 県民大集会」
公式ホームページで検索してください。



みんなのひろば 「季節を感じるとき」

私は、店頭に並んでいる果物を見ると、季節を感じます。春のイチゴに始まり、サクランボ、パイナップル、キウイフルーツ、ブルーベリー、桃、ブドウ、栗、リンゴ...と、季節を追いかけてながらジャムを作ります。秋が深まる頃洋梨のジャム作りで一休み。



また春のイチゴの季節を待つのです。家の中が甘い香りに包まれるのが好きなので大量に作るため、家族で食べられるはずもなく職場に持ち込み食べてもらっています。甘さ控えめ、さらりとした仕上がりにしています。私は「ジャム作り」で季節を感じています。『まり』さん



今回のテーマは「子どもの声」

ノスタルジー

中学二年の春、千葉から福島へ転校した。中学校に登校すると説明役の教師が開口一番「まず頭を坊主にしてきなさい」。怪訝な顔をしていると「そういうキマリになっているから」と続けられた。帰りに床屋に寄った。バリカンで坊主になっていく自分の姿を見て、涙がこぼれたのを今でも覚えている。登校靴、靴下、掃除の服装等細かく校則に定められていた。そんな経験があった。生徒会総会や委員会では「長髪や色つきの靴はなぜダメなのか?」と意見を出し続けた。生徒の話し合いの場なのに教師が出てきて必ずこう言った。「中学生らしい服装」「服装の乱れは心の乱れ」疑問は更にふくらんだ。「中学生らしいイコール坊主なの? 白い靴下なの?」「中学生らしいって何?」もちろんぼくら中学生側も要求するだけではなかった。クラスで話し合ったり、突っ張りたちに協力を頼んだりしながら「校則破りゼロ週間」「授業態度向上週間」などをつくり教師側への信頼を得ようとした。そして「何色の靴下をはいたとしてもこの態度は変わらない」とアピールした。しかし校則は変わらなかった。

時は流れ教師になった。久しぶりに見る福島の中学生は長髪になっていた。それは大人の事情らしい。ある時から学校側が決めた。あれだけ教師が言っていた「中学生らしい」はどこへいったのだろう。二十三歳のぼくは釈然としない思いが心を支配していた。そんな時に参加した福島県教職員組合定期大会。当時東白川の代議員竹中柳一さんから、中学校での頭髪自由化運動についての発言があった。竹中さんは生徒と共に頭髪自由化に取り組み、それを成し遂げたことを語ってくれた。すごい! 生徒と共に校則を変えようとする教師がいるのだ! ぼくは一筋の光を見たようなワクワクした気持ちになった。その時から四十年近く過ぎるが、この時の気持ちは今でも忘れはしない。子どもたちと共に創りあげた実践を実感させてくれる場がここにあった。感激。ぼくも「やってみたい」そう思った!!

(つづく)